

税金

「消費税課税事業者届出書」の提出をお忘れなく！

消費税が変わります

消費税法の一部が改正され、平成16年4月1日から適用されます。

例えば事業者免税点が引き下げられます。

4月1日以後開始する課税期間から、納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が、3,000万円から1,000万円に引き下げられます。

POINT

個人事業者.....平成17年分から適用されます。

法人(事業年度が1年).....平成17年3月決算分から適用されます。

基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなった場合には、「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

? 基準期間ってなに？

基準期間とは、個人事業者についてはその年の前々年をいい、事業年度が1年以上の法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。

したがって...

個人事業者の平成17年分の
基準期間

..... 平成15年分

事業年度が1年である法人の
平成17年3月決算分

..... 平成15年3月決算分

となります。

課税売上高が
1,000万円
を超えたら、提出



? 課税売上高ってなに？

消費税が課税される取引の売上金額(消費税および地方消費税の額を除く)と輸出取引等の免税売上金額の合計額からこれらの売上げに係る売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額(消費税および地方消費税の額を除く)の合計額を控除した残高をいいます。

ただし、4月1日以後最初に開始する課税期間の直前の課税期間において納税義務が免除されていた事業者が、その課税期間の基準期間における課税売上高を計算する場合、一定の要件を満たした場合には、平成15年10月1日から平成15年12月31日までの期間の課税売上高を4倍した金額を、基準期間における課税売上高とすることができます。

(注) 免税事業者には消費税が課税されませんから、基準期間が免税事業者であった場合の売上金額は、税抜き処理を行わないこととなります。

【問合先】最寄りの税務相談室または岐阜南税務署(☎271・7111)